

国民皆保険

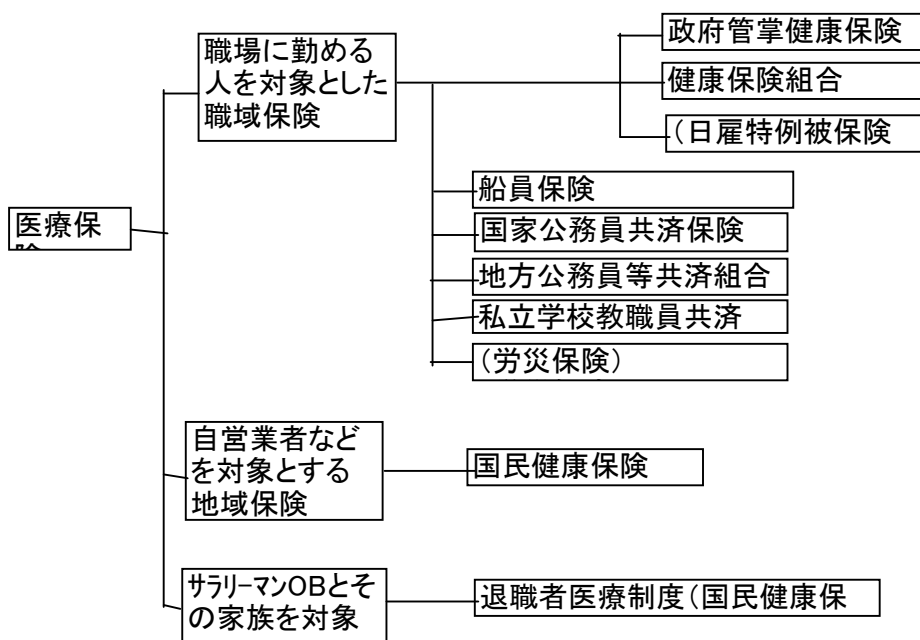
わが国での初の本格的な医療保険制度は、昭和2年に制定された健康保険法で、以後、次第に医療保険各法が施工整備され、昭和36年の国民健康保険の全面実施により国民皆保険が実現した。私たちは、病気、けがをしたとき、健康保険、国民健康保険、共済組合などの保険によって診療を受けることができます。

退職者医療制度

被用者保険のOBで老齢年金給付の受給権者とその家族は、国民健康保険の退職被保険者等として退職者医療を受けます。その費用は、退職被保険者にかかる保険料と被用者保険からの拠出金でまかなわれています。

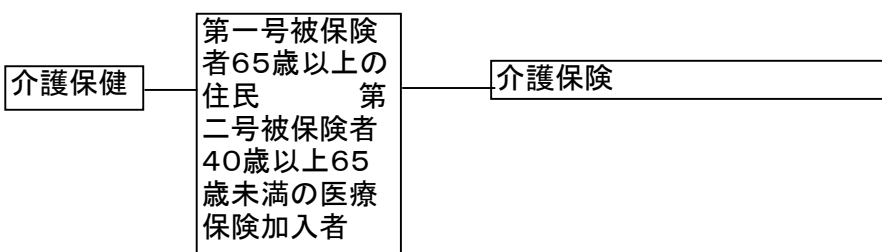
医療保険制度

医療保険



解説

介護保険



公費負担医療

	公費負担医療 公衆衛生関係 結核予防法 精神保健福祉法 感染予防法 公害健康被害補償法 特定疾患治療研究事業 社会福祉関係 生活保護法(医療扶助) 身体障害者福祉法(更正医療) 児童福祉法 戦傷病者特別援護法 原爆被爆者援護法 母子福祉法 障害者自立支援法
例題1	国民皆保険とはどのようなことか
解答	国民は何らかの健康保険に加入しており、病気、けがをしたとき、健康保険、国民健康保険、共済組合などの社会保険によって診療を受けることができる。
例題2	職場に勤める人を対象とした職域保険の種類をのべよ
解答	政府管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、国家公務員共済保険など
例題3	自営業者などを対象とする地域保険の名称をのべよ
解答	国民健康保険
例題4	サラリーマンOBとその家族を対象
解答	退職者医療制度(国民健康保険)
例題5	公費負担医療は大きく二つに分けられるが、その二つとは
解答	公衆衛生関係及び社会福祉関係